

平成17年第2回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成17年2月8日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長の招集あいさつ
- 第 4 議案第 6 号 大曲仙北広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更について
- 第 5 議案第 7 号 大仙美郷環境事業組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大仙美郷環境事業組合規約の変更について
- 第 6 議案第 8 号 財産の取得について
- 第 7 議案第 9 号 財産の取得について
- 第 8 議案第 10 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 9 議案第 11 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 10 議案第 12 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 11 議案第 13 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 12 議案第 14 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 13 議案第 15 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 14 議案第 16 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 15 議案第 17 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 16 議案第 18 号 平成16年度美郷町一般会計補正予算第2号
- 第 17 議案第 19 号 平成16年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（45名）

1番	福田	守君	4番	鈴木	一君
5番	村田	薫君	6番	小西	文男君
7番	谷屋	誠市君	8番	田口	繁男君
9番	中村	利昭君	10番	吉野	久君
11番	小田	長輝一君	12番	泉	繁夫君
14番	武藤	威君	15番	高橋	猛君
16番	戸澤	勉君	17番	久米	章弘君
18番	高橋	隆治君	19番	泉谷	理毅男君
20番	伊藤	福章君	21番	熊谷	良夫君
22番	齊藤	新一郎君	23番	森元	利漠君
24番	泉	美和子君	25番	高橋	正治君
26番	山田	鐵之助君	27番	高橋	福松君
28番	藤田	亥左夫君	29番	若畑	文英君
30番	高橋	久男君	31番	森元	淑雄君
32番	武藤	健君	33番	永井	久雄君
34番	熊谷	隆一君	35番	佐々木	正君
36番	佐藤	倉一君	37番	中村	美智男君
38番	戸沢	藤一君	39番	佐藤	時夫君
40番	齊藤	正衛君	41番	深沢	義一君
42番	澁谷	俊二君	43番	飛澤	龍右工門君
44番	杉澤	隆一君	45番	半田	秀雄君
46番	竹村	由広君	47番	伊藤	光明君
48番	後松	一成君			

欠席議員（3名）

2番	煙山	多三郎君	3番	佐々木	順吉君
13番	大久保	伸一君			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	代表監査委員	久 米 力 君
町長公室長	小 原 正 彦 君	総務課長	二 藤 誠 祥 君
企画課長	山 内 英 世 君	税務課長	深 澤 章 一 君
住民生活課長	鈴 木 四 郎 君	総合サービス課長 (六郷庁舎)	坂 本 昇 君
総合サービス課長 (千畑庁舎)	中 野 弘 君	総合サービス課長 (仙南庁舎)	森 川 福 蔵 君
福祉保健課長	樋 場 雄 一 君	農政課長	深 澤 廣 君
商工観光課長	小 林 宏 和 君	建設課長	照 井 一 夫 君
国体準備室長	渋 谷 喜 一 君	出納室長	大 澤 薫 君
農業委員会 事務局長	出 雲 征 夫 君	教 育 長	高 橋 福 雄 君
学務課長	飛 澤 明 則 君	社会教育課長	小 松 清 君
幼児教育課長	泉 谷 隆 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武 藤 久 男	参 事	渋 谷 新 一
局長補佐	田 中 まき子	局長補佐	久 米 良 子
上席主任	大 澤 修		

開会及び開議の宣告

議長（後松一成君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から平成17年第1回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。 (午前10時00分)

会議録署名議員の指名について

議長（後松一成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、7番、谷屋誠市君、8番、田口繁男君を指名いたします。

会期の決定について

議長（後松一成君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

町長の招集あいさつ

議長（後松一成君） 次に、本臨時会の招集にあたって、町長より発言の要請がありました。これを許します。町長 松田知己君。

(町長 松田知己君 登壇)

町長（松田知己君） 平成17年第2回美郷町議会臨時会に当たり、本臨時会に提出いたしました議案について、概要を申し上げ招集のあいさつといたします。

議案第6号大曲仙北広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更について及び議案第7号大仙美郷環境事業組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大仙美郷環境事業組合規約の変更についてであります。ともに大仙市が設置されることに伴い、大曲仙北広域市町村圏組合及び大仙美郷環境事業組合の規約を改正する必要が生じ、お諮りするものであります。

議案第8号及び議案第9号の財産の取得についてであります。美郷町消防団員の被服及び保育園厨房備品を購入するにあたりお諮りするものであります。

議案第10号から議案第13号の損害賠償の額を定めることについてですが、本町が起因となった事故等の損害を賠償するためお諮りするものであります。

議案第14号から議案第17号までの工事請負契約の一部変更についてですが、議案第14号は送水管及び配水管を追加敷設するものです。

議案第15号は雨水等浸透水による場内の災害を防ぐため必要な措置を講ずるものです。議案第16号は配水管を追加敷設するものです。議案第17号は下水管を追加敷設するものです。以上4件をお諮りするものであります。

議案第18号平成16年度美郷町一般会計補正予算第2号ですが、中心市街地活性化事業及び地方特定道路整備事業における事業費の組み替え補正をするためお諮りするものであります。

議案第19号平成16年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。黒沢地区簡易水道事業費の一部を施設改良費に組み替え補正するためお諮りするものであります。

以上概要を説明申し上げましたが、提出議案の詳細については各担当課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 次に、日程第4、議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更についてを上程し、議題とします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） それでは提案理由の説明を申し上げます。

先程事務局長が朗読しましたとおり、大仙市が設置されることに伴う団体の数の減少及び広域市町村圏組合理約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項の規定により準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

別紙をごらんいただきたいと思います。大曲仙北広域市町村圏組合理約の一部を変更する規約ということでございます。

読み上げます。大曲仙北広域市町村圏組合理約の一部を次のように変更する。第2条を次のように改める。組合を組織する市町村、第2条 組合は、大仙市、角館町、田沢湖町、西木村及び美郷町（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

第4条中「大曲市花園町1番1号大曲市役所庁舎」を「大仙市大曲日の出町2丁目7番53号大曲仙北広域交流センター」に改める。

第5条第1項中「26人」を「19人」に改め、同条第2項中「組合市町村議会の議長並びに」の次に「大仙市議会議員7人及び」を加える。

第6条第1項を次のように改める。議員の任期、第6条 組合の議会の議員の任期は、市町村の長、市町村の議会の議長又は議員の職にある期間とする。

附則 この規約は、知事の許可を受け、平成17年3月22日から施行するということです。議案資料の1ページに規約の新旧対照表がついてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（後松一成君） 議案第6号についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第6号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大

曲仙北広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 次に、日程第5、議案第7号 大仙美郷環境事業組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大仙美郷環境事業組合規約の変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします、事務局長。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） それでは提案理由をご説明申し上げます。

3月22日に大仙市が設置されることに伴いまして、大仙美郷環境事業組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大仙美郷環境事業組合の規約の変更を行うものであります。

大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町及び太田町を廃し、その区域をもって大仙市が設置されることに伴い、大仙美郷環境事業組合から大曲市、神岡町、西仙北町、協和町、南外村、仙北町及び太田町を脱退させるとともに、大仙市として同組合に加入させるため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項の規定により準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の説明であります、資料の2ページ新旧対照表をごらんください。下線部分について変更するものでございます。第2条については大曲市、神岡町、西仙北町、協和町、太田町、仙北町、美郷町、南外村の部分を、大仙市及び美郷町に、それから組合市町村を、組合市町に改めるものでございます。

それから組合で共同処理する事務ですが、第3条、ただし書きを設けまして、ただし大仙市においては旧大曲市、旧神岡町、旧西仙北町、旧協和町、旧太田町、旧仙北町及び旧南外村の区域に限る。

組合事務所の位置ですが、第4条、大曲市を大仙市に改めるものでございます。

第5条、議員定数を20人を12人に改め、2項の7人は大曲市長を除く組合町村長をもってこれにあて、13人は次の区分によって組合市町村の部分で2人は組合市町の議会の議長をもってあて、10人は次の区分によって組合市町と改めるものであります。それから大曲市4人、神岡町

1人、西仙北町1人、協和町1人、太田町1人、仙北町1人、美郷町3人、南外村1人を大仙市7人、美郷町3人に改めるものでございます。

それから旧規約の3項ですけれども、削除してございます。ちなみにこの3項ですけれども、前項のただし書きの場合において助役が欠けている時は、その欠員となった議員を選挙した組合市町村の議会において、速やかに補欠議員を選挙しなければならないとなっております。

それから4項ですけれども、組合市町村の部分を繰り上げまして3項、この部分を組合市町と改めるものでございます。

それから第6条当選人の通知でございましてけれども、第4項の部分を第3項と改め、組合市町村を組合市町と改めるものでございます。

第7条の議員の任期、組合市町村の長、助役及び組合市町村を組合市町に改め、2項の第4項部分を第3項に改めるものでございます。

3ページの第9条管理者等ですが、副管理者3名を2名に改め、2項管理者は大曲市長をもってあて、副管理者のうち1名は大曲市の助役、2名は大曲市を除く組合町村の長の互選により選任しを、管理者に大仙市長、副管理者には美郷町長及び大仙市の助役に改め、大曲市は大仙市と改めるものでございます。3項は組合市町村を組合市町と改めるものでございます。

第11条職員ですが、2項の組合市町村を組合市町に改めるものでございます。

第12条組合経費の支弁方法は、組合市町村を組合市町に、第2項組合市町の負担金の額は負担金の割合は5分の1を均等割とし、5分の4を利用割とし、均等割については美郷町が10分の3を、その他の組合市町村がそれぞれ10分の1を負担するものとする。を組合市町の負担金の額は、組合の議会の議決を経て定める。というふうに改めるものでございます。

この規約は知事の許可を受けまして、平成17年3月22日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（後松一成君） 議案第7号について説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第7号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 大仙美郷環境事業組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大仙美郷環境事業組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

議案第8号及び議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 次に、日程第6、議案第8号、財産の取得について、日程第7、議案第9号財産の取得については関連がありますので、一括上程したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

議案第8号及び議案第9号について、一括して上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） それでは議案第8号と議案第9号についてご説明申し上げます。

議案第8号財産の取得については取得金額が589万5,750円、契約の相手方はミドリ安全秋田株式会社横手営業所であります。

提案理由でございますが、これにつきましては、去る1月18日第1回臨時議会の一般会計補正予算第1号で議決をいただいた分です。

美郷町消防団員の被服を購入するための、美郷町議会の議決に付すべき規約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

資料4ページに物件供給売買契約書案、5ページに美郷町消防団員備品購入説明書が添付してございますが、1月26日に入札した結果でございます。

入札業者は15社で、辞退の業者は6社でございます。

次に議案第9号財産の取得についてでございますが、六郷保育園厨房備品一式、それから仙南保育園厨房備品一式の件でございます。

これにつきましても1月18日の第1回臨時議会で議決をいただいた分でございます。

取得金額が1,097万2,500円、契約の相手方が株式会社アイホー盛岡営業所でございます。

提案理由でございますが、六郷保育園及び仙南保育園に厨房機器を購入するため、美郷町議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

入札にあたっては5社であり、1月31日の入札でございます。

これによりまして、六郷、仙南幼保とも完全給食ができることになるものでございます。

資料につきましては、6ページ、7ページに掲載してございます。よろしく願いいたします。

議長（後松一成君） 議案第8号、議案第9号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、武藤 威君。

14番（武藤 威君） これには異議ありませんが、消防の方でも保育園の方でも、落札された業者とその次の業者の差が20万円、30万円あるわけですが、例えば消防絆天の生地とかを検討されるものでしょうか、ただ金額だけでしょうか。

議長（後松一成君） 答弁を求めます。総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いずれにつきましても仕様書がございまして、それに基づいて入札してございますので、次の業者の価格がどれくらい落ちるかわかりませんが、いずれ同じ仕様書で行っているということでございます。

議長（後松一成君） 40番、斉藤正衛君。

40番（斉藤正衛君） 関連して、同じ消防団の被服についての質問ですけれども、今回予定価格1,300万から見ると560万という非常に破格の落札になっているわけですけれども、この予定価格を定めるにあたってどのようなサンプルをとって、適切な市場価格を得るためどのようなことをして1,300万をはじき出したのか、入札9社の一番高いのを見ても980万、これでも300万以上の開きがあり、その被服そのものが本当に心配のないものか、こちらが求めるに間違いのないものが供給されるのか、市場価格をきちんと得た上で予定価格を決められた

のか伺います。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） 斉藤議員の質問にお答えします。先程武藤議員にもお話いたしましたとおり、仕様書がございまして、その仕様書に基づいて入札したわけで、決してその仕様書以外のものが納まるという考えではございません。

私たちも開けて見て落差があって驚いたわけですが、いずれ品物は何ら問題はないということでございます。

議長（後松一成君） 40番、斉藤正衛君。

40番（斉藤正衛君） 予定価格1,300万を決めるにあたって、市場価格をどのように調査されたのかを聞いてますが。

議長（後松一成君） 答弁、住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。予算計上の段階で一応現在着用してございます被服等についての調査をします。

価格については定価になると思いますけれども、それで予算計上するわけでございます。予算の議決をいただいて、発注の段階で改めて価格の見積もりの徴収を事前に行うわけです。

ただ、予定価格については補助事業でもあり町長の裁量でございますので、極端に通常の予定価格のデコボコがあるのは会検との関係もありますので、見積もりが低ければそれなりの予定価格が立てられるわけで、見積もりを参考に立てられたと思います。

議長（後松一成君） 40番。

40番（斉藤正衛君） 今ひとつ解らないですけど、根拠となったもの、入札を行う前に15社のどこからか見積もりをとって、それが予定価格の基となったのでしょうか。補助事業であるため予定価格を低く設定することができなかったからこのような額になったのですか。

そういうものを設定する時はすべて定価で行うことが原則なわけですか。市場価格を調査するというのは、つまり見積もりをとるというのは、そもそも市場の価格を調査するために行うのではないのでしょうか。根拠となる部分を教えてください。

議長（後松一成君） 住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） 私の答弁がちょっと紛らわしいというかはっきりしない部分があったと思います。

入札を行う前に、事前に取り扱っている業者より見積書を取り、それを基に予定価格を設定することになってございます。

価格表は特殊なものでございますので、表示されていない部分が非常に多いわけで、消防等の用品を広く扱っている業者から見積は徴収してございます。それを基に予定価格を設定することになるように私は確認してございます。

議長（後松一成君） 35番、佐々木 正君。

35番（佐々木 正君） 入札について伺います。15社の内6社が辞退しており、9社の入札で内3社が地元の業者という状況です。それで地元以外の業者はどのようにして集めましたか。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） 地元業者の他に他社がございしますが、この業者につきましては消防の絆天や活動服それから盛夏服を取り扱っている業者を選定したところでございます。

議長（後松一成君） 35番、佐々木 正君。

35番（佐々木 正君） 地元業者はやはり扱っている業者ですか。

議長（後松一成君） 答弁。

総務課長（二藤誠祥君） 絆天を取り扱っている業者の指名願いの出されている地元業者でございします。

議長（後松一成君） 35番。

35番（佐々木 正君） すると地元業者は、全部絆天を取り扱って指名入札の表示をしているわけですか。

議長（後松一成君） 答弁。

総務課長（二藤誠祥君） そうでございます。

議長（後松一成君） 35番。

35番（佐々木 正君） 業者9社の内6社が辞退するというのは異常ではないですか。

議長（後松一成君） 答弁。

総務課長（二藤誠祥君） 異常というよりも会社や商店の事情だと思えますし、私共の方から辞退してくださいと言ったわけではございませんので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

議長（後松一成君） 他に、21番、熊谷良夫君。

21番（熊谷良夫君） 保育園の厨房機器の入札状況を見ますと、予定価格が1,111万であり、マルビックとか山二が予定価格よりちょっと多く入れておりますが、普通建設の場合は事前公表しておりますが、この場合、物品購入については事前公表しておりますか、おりませんか。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） すみません。ちょっと調べてからお答えしたいと思います。

議長（後松一成君） 9番、中村利昭君。

9番（中村利昭君） 今、備品ということで消防被服と厨房備品のようですが、この予定価格と落札価格についての質問が出ているわけで、私は備品等についてはこのようなばらつきがあって当たり前だと思いますし、予定価格に近い線からかなり差異が出るということは正常な見積もりが行われたと理解すべきであって、予定価格に近い落札額ということは、やはり俗にいろいろな問題があるととらえますけど。

予定価格と落札価格の開きがありすぎるということから予定価格のセッティングはと話がありました、私は厨房備品の方が予定価格と落札価格が近いということは、やはりどのような線でこのような近い線が出てくるのか、検討するにあたっては、やはり正常な方法であったというふうな結果を考える場合には、予定価格と落札価格の差があるのが正常な見積もり、正常な競争入札が行われたと理解しますので、私はこのような議論はあまり必要ないと思いますけど。

議長（後松一成君） 質問ではないでしょう。

他に、7番、谷屋誠市君。

7番（谷屋誠市君） 消防団の被服と厨房備品の議案が出ていますけれども、特に被服の方が予定価格との差があって800万ほどの差があるわけですが、前回の臨時会で市町村合併推進体制整備費補助金ということの9,000万円の中から支出されると思うのですが、浮いた800万円と考えることもできるかと思いますが、この差額の扱いはこの後、例えば返還するとかあるいは他のものに回すとかどのような扱いになるのでしょうか。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） お答えいたします。当然補助金ですので差額が出ておりますので、補助金内の中で町の方で更に考えていくことになると思います。

議長（後松一成君） 7番。

7番（谷屋誠市君） その扱いは前回の議会の件に当てはめるとのことですか。それともこれ以外のものも含めて検討するということですか。

総務課長（二藤誠祥君） それについては、当然前回お示した中でも対象するものと考えておりますが、その他のものも考えていきたいと思っております。

議長（後松一成君） 他にございませんか。総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） 先程の入札の件でございますが、公表したかしたかということでしたが、備品については公表しておりません。工事については公表しております。

議長（後松一成君） 21番。

21番（熊谷良夫君） それで納得したわけですが、なぜ前の被服では辞退があつて後ではないということではちょっと納得いきませんでした。再度伺いますが、いわゆる金額の大小に係わらず備品の場合は事前公表なし、そして見積もり徴収という形で行うのですか。

議長（後松一成君） 総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） 見積もり徴収ではなくて入札という形になります。

議長（後松一成君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。採決は一件ごとに行います。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 財産の取得については、原案のとおり決しました。

次に議案第9号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 財産の取得については、原案のとおり決しました。

議案第10号、議案第11号、議案第12号及び議案第13号の
上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 次に日程第8、議案第10号 損害賠償の額を定めることについてより、
日程第11、議案第13号 損害賠償の額を定めることについては関連がありますので、一括し
て上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第13号までを一括して上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） それぞれ内容は違いますが議案名が同じで一括上程しましたが、これ
について議案内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） それでは議案第10号についてご説明申し上げたいと思います。

これは仙南庁舎駐車場においての車両事故の損害賠償額を定めることについてでございます。

相手方が _____、事故の概要は、平成16年11月26日仙南庁舎駐
車場内において公用車を運転。後方をよく確認しないまま後進したところ駐車中の被害車に
接触、前バンパーとグリルを損傷させた。なお人身への被害はなかったということです。

そういうことで今回、車両事故の損害を賠償するため地方自治法第96条第1項第13号の規定
により提案するもので、損害額は9万5,109円でございます。

これについては、県町村会の共済組合の方の全国町村会総合賠償保障保険に加入してお
り、対物で1,000万円、対人は無制限ということでございます。

11月26日のことで定例議会にかけなければと思いましたが、損害賠償額がまだ決まってお
りませんでしたので12月定例会にはかけられなかったということです。

議案第11号については、六郷赤城地内の町道物損事故の損害賠償額を定めることについて
でございます。

これにつきましては、相手方が、事故の概要は、12月24日除雪車が道路横断暗渠の補修鉄板を跳ね上げ、除雪車は気づかず通過したため、後に現場を通過した被害車両の下部を損傷させたというものです。

損害賠償額は5万9,289円でございます。これについても対物と対人は同じ額でございます。

議案第12号については、町営小安門住宅での落雪事故での損害賠償額を定めるものでございまして、相手方が、事故の概要は、1月1日町営小安門住宅D棟北側駐車場に置いていた車に、3階の軒先に積もった雪が直撃してボンネット、フロントガラス、天井に被害を与え、人身への被害はなかったものです。

損害賠償額は24万8,692円ということでして、これにつきましても対物と対人は前の例と同じで1,000万円と無制限でございます。

次に議案第13号でございます。これにつきましては千屋松杉並木地内での落雪事故の損害保障額を定めるものでございます。

相手方が、事故の概要につきましては、1月4日千屋松杉並木地内に居住する被害者宅地内に、杉に積もった雪が落下し駐車していた車を直撃、ボンネット、天井に損傷を与えたもので、今回損害賠償額が出てきたもので損害賠償額は8万904円、これにつきましては民間の保険会社で東京海上日動火災というところの保険会社にかかってございます。

なぜここだけ違うのかと申しますと、前から町村会の方をお願いしてありましたけれども、これについては町村会の共済組合の方では該当しないということで、この民間の保険会社を利用しておるということでございます。

対物につきましては1,000万円、対人につきましては1億円となっております。

以上であります。よろしくお願いいいたします。

議長（後松一成君） 議案第10号から13号まで説明がされました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、吉野 久君。

10番（吉野 久君） 4件とも車両の被害で人身への被害はなかったということですけど、もちろん車両の修理は行われていると思いますが、議会の議決を経なければ保険金等は支払われないと考えますが、まずその点を伺います。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） お答えします。吉野議員がおっしゃったとおり損害賠償額につきましては、議会を経ないと支払われないこととなりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（後松一成君） 10番。

10番（吉野 久君） こういう事故に関しましては、行政側の迅速で誠実な対応が必要になると考えております。まして人身に被害が及んだ場合にはかなり誠実で迅速な対応が必要になってくると思ひます。ところが議会で議決をしなければ保険金等は執行されないという、議会を開く暇がない場合も可能性としてはあるわけです。

地方自治法の第180条には町長の専決処分を規定する条例があり、180条地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決によりとくに指定したものは地方公共団体の長においてこれを専決処分に行ふことができると思ひます。

例えば、この項目にこのような事故の対応を付け加えれば迅速に処理し、必要以上のトラブルを起こさないようなこともできると思ひますが、いかがお考えですか。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） お答えいたします。今おっしゃったとおり、幸い賠償額が高額ではなかったですが、これが多額になれば支払うお金が莫大になろうかと思ひます。

地方自治法第180条第1項の規定でございますが、一定の金額を限度としてあらかじめ議決により特にそれを指定し、その範囲内で専決させることができるという規定がございます。

それをできればこの後いっぱい出てきておりますので、それを準用させていただいて議員提案になると思ひますが、ひとつそれを揉んでいただければありがたいなと思っておるところでございます。

議長（後松一成君） 10番。

10番（吉野 久君） 今の答弁のとおり重大な瑕疵があった場合は別として、金額が些少な場合、特に今回の議案等の場合は議会の議決を経て執行する手続きにこだわらなくても私はいいような気がします。それが行政の対応ではないかなと考えております。今一度お願ひします。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） 大変ありがたいお言葉でございます。私たちがそのような形で進んで専決処分できるように、スピーディにできるように考えていきたいと思ひます。

この後のことですが、常任委員会の方にお諮らいしながら進めていただければ大変ありがたいと考えてございます。

議長（後松一成君） 14番、武藤 威君。

14番（武藤 威君） 議案10号、11号、12号、13号とも前議員から言われておりましたけれども、人身事故がなくてよかったと思います。

しかしながらこういう事故は何時起こるかわからないわけで、13号ですけれども、指定の並木は見るとおりに結構年老いた並木でございます。そういう中で今回は幸いといいますか車の被害で、これは毎年2件くらい起きているわけです。私も心配しておるわけですが、並木の並びには生活している方もおり、そういう面では本当に危険地帯で生活しておるわけです。もちろん通行者もですけれども、人身事故も起こらないとは限らないところまで来ておるわけです。

それを黙って見ているのは辛いわけで、難しいかもしれませんが降雪前に、長い杉の中程から下の枝を、町としても調査とでも言いますか、枯れている枝や前年に割れた枝を一応見しておく必要があるのではと考えておりますが、当局でも考えていくべきだと思いますがお聞きします。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） お答えいたします。私も初めてのことでよくわかりませんでした。先月、老木とか枝を21本切らせていただきました。

本来であれば並木を保存しなければならない立場のところを、逆に切らなければならないわけで非常に切ない気持ちで切ったわけですが、いずれこの問題は毎年出てくるものと考えておりますので、ご指摘のありました枝払い等を十分対処しながら並木を保存していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（後松一成君） ほかに、ございませんか。

41番、深沢義一君。

41番（深沢義一君） ただいまの議案4点について、損害賠償の額を定めることについてということですが、そもそも損害賠償の発生においては加害者側と被害者側があつてのことですが、額の決定においては被害者側の上承、納得という点が大変重要なことであると思います。いわゆる示談という点での了解は得ておるものと思いますが、その点についての確認をいたしたいと思います。

これは言いかえれば、この件においての損害賠償はこの額の支払いをもって終了したということであるかということでもあります。

それともう1点であります。先ほどの武藤議員と同じような質問であります。私の観点からもう1点。公的な建物、駐車場においてのこのような大変大雪になった状況であります。当然建物からの落雪による車、あるいは人的な被害ということは当然考えられることだと思います。したがって、考えられるようなことがないように対応するということは、こういうような損害賠償が発生しないための絶対必要なことだと思います。

その点についての対応についてお伺いしたいと思います。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） ただいまの損害賠償額のことについてでございますが、これにつきましては先ほどから申し上げましたとおり、損害賠償額、これをもって示談したいということでございます。そういうことでご了承いただきたいと思っております。

それから公的建物についてでございます。これは当然先ほどおっしゃられましたとおり建物の下には落雪があるということは十分認識しておるわけですが、ただ小安門住宅の駐車場につきましては、駐車場がたまたま建物と付随したところにあったということで、それについては、この後、町の方で検討していかなければだめだというふうに考えております。松杉並木につきましては、当然それも落雪があるということは当然のことでございますが、それにつきましても先ほど言いましたとおり枝払いなどを十分考えながら進めていきたいと考えておるところでございます。以上であります。

議長（後松一成君） 46番、竹村由広君。

46番（竹村由広君） 今回の4件に關しまして、相手方の名前が4名とも書かれておるわけです。

確かに相手がいなければ賠償するということはないわけですが、この4名の方々にこの議案そのものにかかるということをお知らせしているのかと。というのは、こういうふうに個人の名前が間違いなく議場に出るわけですね。で、出されたくない人も中にはいると思うわけですよ。そこら辺に關してはどうですか。

議長（後松一成君） 答弁、総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

これにつきましては、議会にかかってからということでお話ししてございますので、当然

名前は出るということは了解済みでございます。以上であります。

議長（後松一成君） 46番。

46番（竹村由広君） そうしますと、たまたま今回は4名が名前が出された。ただ今後こういう事故があった場合、いや名前は出して欲しくないけれども賠償はしていただきたいという場合にはどういう形をとるわけですか。

議長（後松一成君） 総務課長。

総務課長（二藤誠祥君） お答えいたします。

当然賠償する場合は、損害賠償額も当然定まりますし、相手方はだれなのかということになると思います。賠償額を支払うためには個人名が出ることは間違いございません。

ただ、もし拒否された場合ということでございますが、その場合は控えたいというふうに考えます。

議長（後松一成君） これで質疑を終結し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。採決は一件ごとに行います。

お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決しました。

次に議案第11号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決しました。

次に議案第12号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決しました。
次に議案第13号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決しました。
ここで、11時20分まで休憩いたします。

(午前11時10分)

議長(後松一成君) 休憩を解きまして本会議を再開いたします。

(午前11時20分)

議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号の
上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 日程第12、議案第14号 工事請負契約の一部変更についてより、日程第15、議案第17号 工事請負契約の一部変更についてまでは関連がありますので、一括して上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第17号までを一括して上程し議題といたします。
議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 提案理由並びに議案内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（照井一夫君） 提案理由でございます。工事請負変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるとでございます。

議案第14号について、今回の変更の内容をご説明申し上げます。

この事業は旧千畑町町議会におきまして既に承認いただいております。今回の変更は事業の推進を図るため、送水管及び配水管を240メートル延長しまして、これを追加したいと。それと配水池に施設破損防止のための避雷針を設置すると、これを一体化しながら工事を進めていきたいということでございます。

前の契約額に1,323万8,400円を追加しまして変更させていただきたいということでございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

次に議案第15号についてご説明申し上げます。

この事業は旧六郷町町議会におきまして承認をいただいております。今回の変更の内容でございますが、当初計画の位置では東側が法面が食い込むということで、5メートルほど西側に移動してございます。そのためにポンプ室に階段を付けることになってございます。

また水回りが山合いのため雨水が浸透するというので、場内の整備をしたいと、これによりまして災害を防ぐということで、その対策としまして布団かご等の一部追加、それに合わせまして暗渠工の追加、それらが主な工事の変更内容でございます。

前の契約額に378万3,150円を追加させていただきたいということでございます。

それから議案第16号でございます。

この事業も旧六郷町町議会におきまして承認をいただいております。今回の変更の内容でございますが、これも事業の推進を図るための配水管の延長の増でございます。162メートルの延長でございます。それと合わせながら給水管を4個分追加と、これらの変更の内容でございます。

契約の額でございますが、1,211万5,950円を追加させていただきたいということでございます。

次に議案第17号でございます。

この事業でございますが、これも旧六郷町町議会におきまして既にご承認いただいております。今回の内容でございますが、事業の促進を図るため当初の管渠の延長を9

38.7メートルから997.1メートルと、58.4メートルを追加し施工したいということでございます。

前の契約額に440万4,750円を追加させていただきたいということでございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（後松一成君） 議案第14号から17号までの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番、吉野 久君。

10番（吉野 久君） 年度末になりますと、この工事請負契約の一部変更というような議案が結構出てくるわけです。当初議決した事業に国庫補助金の追加とか、そういうような理由でいろいろこういうような変更が行われるわけですがけれども、この件に関しましては確かに同じ事業を行っていることで、最初に議決した業者がそのままその変更額の工事を行うこととなりますけれども、例えば変更、変更を繰り返し、累計の額が5,000万円を超えるような場合も可能性としてはございます。

また下水道事業などは、工事箇所が違う場合でも過去に追加事業で変更というような事例もありました。

ですからこの工事請負契約の一部変更という、こういう年度末によく行われるような追加議案でありますけれども、こういうものにもやはりルールが必要ではないかなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（後松一成君） 答弁を求めます。建設課長。

建設課長（照井一夫君） 国庫補助金がやはり年度末というふうになるわけで、統一するというわけにはいかないかと思えます。

工事を行えば、こういう冬場でございます。したがって当然変更というものが有り得るということでございます。

議長（後松一成君） はい、10番。

10番（吉野 久君） 私の言わんとする意味は議会にかかる工事請負契約額というのは決まっております。ただ、それ以下の額はかけなくてもいいわけです。例えば今回14号では1,400万円ですか、それから16号では1,200万円の追加になるわけです。確かに1件あたりの議会にかけなければいけない額よりは下回っておりますけれども、一度議決したところがすんなりそのまま、議会にかけなくてもいい金額ですが、1千万円を超えるような工事をすぐ追加す

ると、そういうようなものが当たり前だという考え方が、少し私はちょっと違うのではないかなと思うのです。

一端議決した工事業者、工事業であって、例えば議会にかけなければいけない事業額が5千万円だとすれば、それを超えなければどんどん追加してもいいよということではないような気がします。事業そのものが追加しなければいけない本当の理由があったり、そういうものであれば別なんですけれども、同じ業者に委託する額だとすればある程度のルールみたいなものが必要なのではないかなと、そういう考えで質問をしているのですけれども。

議長（後松一成君） 答弁、建設課長。

建設課長（照井一夫君） 議員さんは別発注というような、そういう形の話でしょうか。

議長（後松一成君） はい、松田町長。

町長（松田知己君） 工事発注については当初予算の段階、あるいは補正の段階でその工事の目的等を皆さん方から議決していただいて、それをもって発注するわけですが、内容等によっては先ほど建設課長が言ったとおり統一したルールで工事の追加等を管理していくということは不可能です。と言いますのも、緊急的に工事を追加発注する場合がありますし、また補助金等の関係で前倒して工事を発注した方がいいという判断に基づいて追加発注することもあります。

そういったことで統一化したルールというのは難しいと思いますが、当初段階で追加を初めから是認した発注というのは、これまた変だと思しますので、きちんと当初の段階で予算を盛るときに、こういった大幅な工事の補正というものがないようにしていきたいと思しますのでご理解いただきたいと思します。

議長（後松一成君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。採決は一件ごとに行います。

お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

次に議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

次に議案第16号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

次に議案第17号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に日程第16、議案第18号 平成16年度美郷町一般会計補正予算第2号についてを上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(後松一成君) 議案内容の説明を求めます。企画課長より順次お願いいたします。

企画課長（山内英世君） ご説明申し上げます。

歳出でございます。7款商工費1項商工費の3目観光費でございます。これにつきましては工事も大分進んでおりますが、最後の工事発注となりますものでございますが、案内看板等につきましてはの補正をするものでございまして、それらに関連する事業につきまして精査の結果、余剰が生じたものでございます。

共済費21万3,000円の減でございます。これは社会保険料でございます。

次に事務補助員の賃金、52万4,000円の減。これにつきましては今後使う予定がないということでございますので減額補正でございます。

それから13節の委託料でございますが、661万7,000円の減でございます。測量調査委託料でございますが、当初調査ボーリングを予定しておりましたが、周辺等の聞き込みをしまして調査ボーリングは必要ないということで中止しました分の減額でございます。

また14節の使用料及び賃借料でございますが、事務機器借上料が不足が見込まれますので8万4,000円の補正をお願いするものでございます。

15節の工事請負費ですが、1,104万4,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては街なみ関係の事業の最後でございますが、それらの事業推進ということで案内看板を当初10基予定しておりましたが、来年度からもありますけれども、その前倒しということで24基を計画したいということでの補正でございます。

それから17節の公有財産購入費でございますが、土地購入費、これも精査の結果31万4,000円の減額をするものでございます。

それから19節の負担金補助及び交付金でございますが、346万円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては街なみ景観推進整備事業費補助でございますが、当初5軒を予定しておりましたが、3軒ということで2軒が計画よりも少ないようでございますけれども、そういう形での減額でございます。

それらを工事請負費の方にもっていったということでございます。以上でございます。

建設課長（照井一夫君） 次に8款2項3目でございます。

13節を50万円減額してございます。これは旧六郷町の町道東大通り線の委託料でございますが、これを減額してございます。

それから15節の一般土木工事、150万円を減額してございます。

それから17節の土地購入費を減額してございます。これはこれから発注予定でございます

旧千畑町の湯ノ沢蛭川線の舗装工事に充てるものでございます。この延長が192メートルというところでございます。

それから22節でございますが、478万4,000円を増額してございます。これは家屋の移設等の補償でございます。これも東大通り線の家屋の移設でございます。以上でございます。

議長（後松一成君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第18号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成16年度美郷町一般会計補正予算第2号については、原案のとおり決しました。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 続いて日程第17、議案第19号 平成16年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてを上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） 議案内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（照井一夫君） ご説明申し上げます。

これも予算の組み替えでございますが、1款3項1目でございます。13節、178万2,000円を減額してございます。

それと15節の工事請負費でございますが、これも821万8,000円を減額してございます。合わせて1,000万円でございます。

これは大坂善知鳥外川原線が今現在改良工事を実施してございます。その中で掘削しましたところ昭和58年に施工しました配水管が埋設されているということで、中身を見ましたところ、アスベストという石綿管であるということでございます。これが耐用年数が25年ということであるようでございます。

そのために大変もろいということで移設ができないということでございまして、それに加えて現在製造されていないということでございます。

したがいまして、今回新しく新設をお願いしたいと。その延長が440メートルということで、1款4項1目の施設改良費にこれを充当したいということでございます。

なお、歳入歳出の総額に変わりはありません。以上でございます。

議長（後松一成君） 議案第19号について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第19号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成16年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号については、原案のとおり決しました。

閉会の宣告

議長（後松一成君） 以上で本臨時会に付議されました事件については、全部議了されました。

た。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成17年第2回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成17年 2 月 8 日

議 会 議 長 後 松 一 成

署 名 議 員 谷 屋 誠 市

署 名 議 員 田 口 繁 男